

一般ガス供給約款 (旧)	備 考	一般ガス供給約款 (新)
<p>(省略)</p> <p>19. 単位料金の調整</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、(3) のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金 (1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金 (1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備 考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格 (トン当たり) 66,310円</p> <p>② 平均原料価格 (トン当たり) (3) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトン当たりプロパン平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>ただし、その金額が106,090円以上となった場合は、106,090円といたします。</p> <p>(算定式) 平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9503 + トン当たりプロパン平均価格 × 0.0546</p> <p>(備 考) トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社及び支店に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>(省略)</p> <p>19. 単位料金の調整</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、(3) のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金 (1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金 (1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備 考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格 (トン当たり) 66,310円</p> <p>② 平均原料価格 (トン当たり) (3) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトン当たりプロパン平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(算定式) 平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9503 + トン当たりプロパン平均価格 × 0.0546</p> <p>(備 考) トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社及び支店に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p>

<p>付 則</p> <p>1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、2020年10月1日（令和2年10月1日）から実施します。</p> <p>2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p> <p>3. この供給約款の揭示 当社は、この供給約款を、本社及び支店等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この供給約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の30日前までに、この供給約款を変更する旨、変更後の一般ガス供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p>(省略)</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>付 則</p> <p>1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2022年10月1日（令和4年10月1日）</u>から実施します。</p> <p>2. 本約款の実施に伴う経過措置 <u>料金算定期間の末日が2022年10月1日から2023年3月31日に属する料金に適用する調整単位料金の算定に使用する平均原料価格は、19. 単位料金の調整（2）②で算定した金額が106,090円以上となった場合、次の式で算定いたします。</u></p> $\begin{aligned} & \text{平均原料価格} = 106,090 \text{円} \\ & \quad + \{ (19. \text{単位料金の（2）②で算定した金額} - 106,090 \text{円}) / 2 \} \\ & \text{算定結果の10円未満の端数を切り捨て} \end{aligned}$ <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p> <p>4. この供給約款の揭示 当社は、この供給約款を、本社及び支店等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この供給約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の30日前までに、この供給約款を変更する旨、変更後の一般ガス供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p>(省略)</p>
--	---	---